

差押債権目録

⑩

金 _____ 円

ただし、債務者が第三債務者（株式会社ゆうちょ銀行 貯金事務センター扱い）に対して有する下記貯金債権にして、下記に記載する順序に従い頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え，仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え，仮差押えのあるもの

- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの

- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金

- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。